



令和5年 10月 26日

保険医及び元保険医療機関への行政処分等について

令和5年 10月 25日に開催されました中国地方社会保険医療協議会において、保険医の登録の取消及び保険医療機関の指定の取消相当について、これらを妥当とする答申及び建議がありました。

これを受け、中国四国厚生局長は、以下のとおり、保険医の登録の取消の行政処分及び保険医療機関の指定の取消相当の取扱いを行うこととしたのでお知らせします。

1 内 容

(1) 保険医の登録の取消

氏 名 平井 俊太郎（ひらい しゅんたろう） 84歳
登録の取消年月日 令和5年 10月 26日

(2) 保険医療機関の指定の取消相当

名 称 医療法人 平井小児科
所 在 地 岡山市北区下伊福上町1番2号
開 設 者 医療法人 平井小児科
理事長 平井 俊太郎（ひらい しゅんたろう）
指定の取消相当年月日 令和5年 10月 26日

※ 当該保険医療機関は令和3年8月31日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

2 監査を行うに至った経緯

- (1) 個別指導を実施したところ、紙媒体へ出力された電子カルテの診療受付日時と、「処方・手術・処置等」欄の入力日時が乖離しており、具体的には、①診療当初に入力されていた薬剤が後刻又は後日に、より高価な薬剤を使用したとして修正されている事例、②診療当初に入力されていない薬剤(投薬の入力自体がない場合を含む。)が後刻又は後日処方した旨が入力されている事例、③予防接種を受けた患者について、後刻又は後日に、当該接種記録が抹消され、通常の保険診療として受診したとして修正されている事例、④診療したとされる日付から数日経過した後に診療、投薬、検査等が追加入力されており、これら入力内容の診療実態に疑義がある事例が見受けられた。以上について、平井医師に確認したところ明確な回答が得られなかったため、個別指導を中断した。
- (2) その後、患者調査を実施したところ、当該保険医療機関においては、「予防接種受診者について、実態のない診療報酬を請求していること。」、「薬剤料について、実際には投与

していない薬剤又は実際に投与した薬剤より高価な薬剤を投与したこととして診療報酬を請求していること。」及び「実際には診療していない日の診療報酬を請求していること。」が強く疑われたことから、監査要綱の第3の2に該当するものとして、令和3年12月21日から令和5年3月14日まで計9日間の監査を実施した。

3 取消処分及び取消相当の主な理由

監査において判明した取消処分及び取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- ・ 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- ・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- ・ 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の保険診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- ・ 予防接種時又は健康診査時の診察であるにもかかわらず、保険診療を行ったものとして、予防接種費用又は健康診査費用に含まれ請求できない診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

4 不正・不当請求金額等

監査において判明した不正・不当金額は、

- ・ 不正請求 29名 828,538円
- ・ 不当請求 1名 1,575円

なお、監査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5 再登録及び再指定

原則として、登録の取消の日及び指定の取消相当の日から5年間は、保険医の再登録及び保険医療機関の再指定は行わない。